

障害福祉サービス就労移行（就労定着）支援事業所

# ジャパンマック福岡

就労支援事業所

## 利用時間

9:00~17:00

定員20名

## 利用料

市区町村の窓口で、障害者総合支援法「訓練法」の給付申請をお願いします。障害者総合支援法に基づき、1割負担をしていただく場合があります。

## 事業内容

アルコールや薬物依存症などの物質依存やギャンブル依存やネットゲーム依存症などのプロセス依存は病気の特性として、一時的にやめること（Stop）ができて、やめた状態を維持する（Quit）が困難になります。仕事を転々とするのは病気の特性としてあたりまえのことなのです。

私どもジャパンマック福岡・就労支援事業所は病気の特性を踏まえ、まずは再発防止を土台とした生活訓練を行います。安定した後に適正を見極め、依存症者の苦手な人間関係の訓練のため、いくつかの就労訓練を行います。

また、並行してアセスメントを行い、ご本人と相談しながら就労への準備を行います。オープンまたはクローズドでの就職か？就労前に外部でのトレーニングや資格取得が必要か？障がい者手帳の取得の希望がある場合の相談なども可能です。就労後も半年間のアフターケアに続き、就労定着支援のサービス利用も可能です。



## どんな依存症からも回復できます！

アルコール依存症 / ギャンブル依存症  
摂食障害 / 買い物依存症 / ゲーム依存症（ネット依存症）  
窃盗症（クレプトマニア）/ 処方薬依存症  
ご家族の問題・・・etc

## 依存症からの回復と 就労の継続を実現します

〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎1丁目 26-17  
TEL：092-409-5118 FAX：092-409-5119

事業所番号：4010101196



至箱崎宮

博多方面

JR 鹿児島本線 箱崎駅 徒歩 5分

福岡市地下鉄箱崎線 箱崎宮前駅 徒歩 10分

西鉄バス 箱崎一丁目または箱崎駅西口 徒歩 5分

障害福祉サービス就労移行（就労定着）支援事業所

## ジャパンマック福岡・就労支援事業所

平日：9:00~17:00

休日：日曜日

福岡県福岡市東区1丁目 26-17

TEL：092-409-5118 FAX：092-409-5119

E-mail：jmacfukuoka@japanmac.or.jp



## 事業者の方々へ

依存症者本人ばかりではなく、  
依存症の従業員を現在雇用している  
事業者の方のご相談もお受けしています  
お気軽にご相談ください

依存症の方の求職活動や就労継続について  
お悩みがあれば、ご相談下さい。  
依存症の従業員を雇用している  
事業者の方々のご相談もお受けしています。

## サポートの流れ

### 登録条件

- 1 医療の受診をしている方  
(未受診の方には医療機関をご紹介します)
- 2 依存症の離脱期を乗り越えている方
- 3 就労に向けて積極的な意欲がある方

### 必要書類

- 1 登録申込書 (こちらで用意いたします)
- 2 障がい者手帳 ※(お持ちの方のみ)
- 3 主治医の意見書 ※(障害福祉サービス利用のため)

※印の書類はコピーをいただきます。



事前に面接が必要です。  
電話でご予約下さい。  
TEL : 092-409-5118

### 就職活動

1. オープン  
依存症であることを職場に明らかにして仕事を探す場合。

- 1 履歴書の書き方・職務経歴書の書き方
- 2 ハローワーク、障害者職業センター等への同行
- 3 合同面接会などの準備

4 面接の付き添い

上記の事項について、必要なサポートを行います。また、職場での人間関係や病気の説明なども希望によりサポートします。

2. クローズ  
依存症であることを職場に明らかにしないで仕事を探す場合。

- 1 履歴書の書き方・職務経歴書の書き方
- 2 ハローワーク等の同行

上記の事項について必要なサポートを行います。

### 就労後アフターフォロー

(就労定着支援)

1. ジョブコーチ  
希望に応じて職場訪問などを行い  
問題の解決をサポートします。
2. 就労1年～3年程  
アフターフォローとして  
随時相談に応じます。

### 訓練内容 (2023年10月現在)

- 1 農作業  
(那珂川の提携団体でケールの栽培から収穫)
- 2 調理作業  
(ランチの提供や販売品の調理)
- 3 軽作業  
(数種類の簡単なお仕事)
- 4 WEB 作業  
(病院系ホームページの更新)
- 5 入力作業  
(アプリのバックエンド作業)
- 6 清掃作業  
(実店舗の清掃)
- 7 再発防止訓練  
(グループセラピーで行う再発防止)

※レクリエーションや金銭管理も行っています。また、連携をしている共同生活援助事業所の自立生活援助(訪問型サービス)を利用することで、ご自宅の様子も含めた支援も可能になります。

